

河内町告示第6号

平成27年第1回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月20日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 平成27年3月9日

2. 場 所 河内町議会議場

平成27年第1回（3月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	3月9日	月	午前10時	本会議	開会 議案等上程 提案理由の説明 議案第1号～議案第20号及び議案第28号 議案第21号～議案第27号 （平成27年度各会計予算） 議案説明 予算審査特別委員会付託 人権擁護委員の推薦について 請願第1号 常任委員会付託 散会 本会議終了後 予算審査特別委員会
2	3月10日	火	午前9時	委員会	予算審査特別委員会
3	3月11日	水	午後1時30分	委員会	予算審査特別委員会
4	3月12日	木	午前10時	委員会	常任委員会
5	3月13日	金		休 会	議案調査
6	3月14日	土		休 会	議案調査
7	3月15日	日		休 会	議案調査
8	3月16日	月		休 会	議案調査
9	3月17日	火	午前10時	本会議	開議 一般質問 議案第1号～議案第20号及び議案第28号 質疑・討論・採決 予算審査特別委員長報告 議案第21号～議案第27号 採決 委員会提出議案 質疑・討論・採決 請願第1号 質疑・討論・採決 選挙第1号 閉会

平成27年第1回
河内町議会定例会会議録 第1号

平成27年3月9日 午前10時00分開会

1. 出席議員 11名

1番	雑賀茂君	3番	服部隆君
4番	篠田英一君	5番	野澤良治君
6番	青野正君	7番	星野初英君
8番	牧山龍雄君	9番	福智正之君
10番	廣瀬裕君	11番	大野佳美君
12番	宮本秀樹君		

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	石山和雄君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	椿法男君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	関口富士子君
福祉課長	小川輝文君
福祉課参事	大槻正己君
出納室長	林博行君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩橋弘

1. 会議録署名議員

7番 星野初英君

8番 牧山龍雄君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成27年3月9日（月曜日）

午前10時00分開会

議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 諸報告

日程4. 議案第1号 河内町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第2号 河内町いじめ再調査委員会条例の制定について

議案第3号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第4号 河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第5号 河内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第8号 河内町行政手続条例の一部を改正する条例

議案第9号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 河内町議会の議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 河内町特別職の職員の旅費及び費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第13号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第14号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第6号）

議案第17号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第18号 平成26年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第19号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成26年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第28号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例及び河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

日程5. 議案第21号 平成27年度河内町一般会計予算

議案第22号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 平成27年度河内町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成27年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第25号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成27年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成27年度河内町水道事業会計予算

日程6. 人権擁護委員の推薦について

日程7. 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 諸報告

日程4. 議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第 8 号
議案第 9 号
議案第10号
議案第11号
議案第12号
議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号
議案第28号

日程 5. 議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号

日程 6. 人権擁護委員の推薦について

日程 7. 請願第 1 号

午前 10 時 00 分開会

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまより、平成27年第 1 回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は11名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（篠田英一君） 日程 1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） それでは、

7 番 星 野 初 英 君

8番 牧山龍雄君

兩名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日3月9日から3月17日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日3月9日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程3、諸報告でございます。

初めに、全国町村議会議長会第66回定期総会において廣瀬 裕君が議会議員15年以上の自治功労者として表彰されました。おめでとうございます。

ここで、その伝達を行います。

廣瀬 裕君、前にお願いたします。

〔10番廣瀬 裕君登壇〕

○議長（篠田英一君）

表彰状

茨城県河内町 廣瀬 裕殿

あなたは、町議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。

平成27年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬 清二（代読）

〔表彰状授与・拍手〕

○議長（篠田英一君） 次に雑賀町長より報告をお願いいたします。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） おはようございます。平成27年第1回河内町議会定例会が開催され、平成27年度各会計予算や地方教育行政に関する法律改正に伴っての条例制定及び一部を改正する条例を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、諸報告を述べさせていただきます。

まず、初めに先月6日、15年以上に渡る議員活動に対する功労者として廣瀬議員が全国町村議会議長会から表彰されました。廣瀬議員には心からお祝いを申し上げますとともに、今後も河内町発展のため益々のご活躍をご祈念申し上げます。

2月1日付で当町のイメージキャラクターを発表いたしました。名前はかわち丸です。

かわち丸は全国432点の応募作の中から選ばれた作品を一部修正して完成させたもので、当面は印刷物などで、河内町のイメージアップ、PRに活躍してもらいたいと思います。

現在、統合小中一貫校建設に向けて基本設計を策定しているところです。昨年12月議会でも申し上げましたとおり、一貫校の教育目標の一つであります充実した英語教育のため、ハワイの中学校と交流を行うべく、2月9日から受け入れ先の二つの中学校と事業契約締結のためハワイに行っていました。おかげさまで相手方の中学校のご理解もあり、無事に契約書にサインすることができ、早速この11月には中学生をハワイに派遣いたします。議員の皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げます。

早いもので東日本大震災から4年がたとうとしています。当町におきましても断水、液状化現象による家屋の倒壊や道路の陥没、利根川の堤防に亀裂が生じるなど大変深刻な事態に陥りました。復興庁の発表によりますと、現在の避難者数は約24万人、うち9万人がいまだに仮設住宅での生活を送っています。

このような中、昨日、茨城県南部を震源とする直下型地震が発生したとの想定で総合防災訓練を実施いたしました。河内町としては、初めての試みです。災害はいつ起こるかわかりません。常に防災や減災に対する意識、知識を持っているのといないのでは、万が一の際の対応や行動が大きく違ってくることから、今後も、毎年総合防災訓練を実施していきたいと思います。

同じく初めての試みとしまして、今年度、プレミアム商品券を発行しました。プレミアム商品券は、町が支援し商工会が発行したのですが、大変好評だったことから次年度も発行する予定です。正確には、国の経済対策のための交付金を利用し、今年度の予算で繰越明許費として事業を実施するものです。

同様に、町の特性を踏まえた地域活性化促進のための総合戦略の策定、地場産農産物を資源とした特産品開発のための委託料、スポーツイベントを通して安心した子育て環境を創出する子育てふれあい応援事業も今議会に補正予算として提出してございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

次に、27年度一般会計予算の概要につきまして申し上げます。

予算総額は前年度比22.8%増の45億6,150万円です。

歳入につきましては、町税と地方交付税で全体の51.5%を占めますが、町税は前年度比で4.6%の減額となっています。

歳出につきましては、予算構成割合が高いのは教育費27.7%、民生費25.5%で、性質別歳出では普通建設事業費が22.8%、次が人件費の21.5%となっており、社会保障費の充実や

公共施設の老朽化対策など喫緊の課題への対応の他、次の世代の子供たちの教育環境の整備のため、統合小中一貫校建設に係る実施設計費並びに建設工事費を計上しています。

内閣府発表の2月の月例経済報告によりますと、景気は個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしています。しかし、まだまだ景気回復の実感が湧かないのが実情ではないでしょうか。

このような中、限られた予算ではありますが、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向け、一生懸命取り組む覚悟でありますので、引き続き議員の皆様、町民の皆様には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、諸報告といたします。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

続いて、大野教育長より報告をお願いします。

大野教育長。

〔教育長大野 繁君登壇〕

○教育長（大野 繁君） ただいま雑賀町長からハワイ研修についてありましたけれども、その内容について少し詳しくお話させていただきます。

まず、今年度まで17回に渡りまして中学生の海外視察研修というのは実施されてまいりました。過去におきましては、中国、モンゴル、英国、フランス、ベトナムという流れできておりましたけれども、ここにきまして文部科学省のほうでも2020年には小学校でも英語教育を教科化するというような動きがあります。そういうことも受けまして、今後の中学生の海外研修についても考えてまいりました。

そのような経過の中で、本町の子供たちの英語教育の拡充も図らなければならないというような流れでもって、予算内で実施できる場所というようなことで、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル郊外になりますけれども、フランス系の私立ル・ジャルダン、それと公立のミドルスクール、この2校との契約を結んでまいりました。この2校の特徴と申しますとル・ジャルダンは、先ほど申しましたように、私立の幼小中高一貫教育というような流れですね。私立校ですが、ここは保護者の送迎という形で、かなり裕福な家庭の子供たちが通う学校ということで、バカロレアというような、フランスではすばらしい教育を実践している学校に称号が与えられるんですが、そういう称号を取得している学校です。

公立のミドルスクールにつきましては、軍事基地の中にあります。ここは軍事基地ですので、8割強が軍人さんのご子息、残り2割程度が地元の子供たちが通っています。この学校は、音楽と美術にすごく力を入れております。両校について言えることは、ハワイという土地柄もあるかと思えますけれども、日本語の勉強を授業の中でも十分しております。ル・ジャルダンでは日本語、中国語、スペイン語等、授業の中であるそうですけれども、日本の授業を取得している子供たちが一番割合的に多いというようなことです。

さらにミドルスクールでは、軍人さんたちの子息が多いということもありますが、日本に駐留していた経緯をもつ軍人さんの子供さんたちですので、そこそこ日本語を話せます。

また、授業の中でも日本語の授業があるというようなこと。そういう経緯もありましてこの二つに絞ったわけですが、予定では、年度が明けまして11月の8日から15日、一週間訪問できればと考えております。

その具体的な内容につきましては、この後また両校と詰めてまいりますけれども、中学2年生を最大15人程度を派遣できればと考えております。

その行ったときの大まかな内容ですが、まずは2日間交流をする予定でおりますので、こちらから行く子供たちにとっては、日本の文化をハワイの子供たちに紹介する時間をとる。すなわち日本の文化といっても子供たちにとっては難しい部分もあるので、伝統的な遊び等を通じて交流を図り、さらには向こうの文化も紹介していただくというような交流をしながら、最終的には、15人程度行きますので、グループ分けして直接授業に参加をします。それで、2日間ずつですが、9時半ぐらいから2時くらいまで、日本とちょっと違いますので、始業時刻が遅かったり、終業が早かったりしますけれども、朝から終わりまで授業に参加するという流れで2日間。当然、食事も向こうの給食を出していただけるというような内容です。この後、今月下旬には、現在の中学1年生が該当になりますので、具体的な内容等、子供たち、保護者にも知らせてまいりたいと考えております。11月の実施になりますので、7月下旬には募集して、夏休み中に可能であれば5回ほど、英語の勉強を中心に、また日本の遊びの訓練もしなくてはならないかなと思いますので、そういう研修の時間もとりながら、11月1日に結団式をして、11月8日に出発という日程でおります。すごく両学校とも親日的なところですので、子供たちにとっては、素晴らしい研修が4日間、都合1週間になりますが、実施できると期待しております。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

○議長（篠田英一君） 日程4から日程5の審議に入るに当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 平成27年第1回河内町議会定例会提出案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 河内町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について及び議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する規定について

本条例で制定するものであります。

また、関係条例の整理をするため、それぞれの条例の一部改正及び廃止を行うものであります。

議案第2号 河内町いじめ再調査委員会条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、法第30条第2項に規定する組織として、河内町いじめ再調査委員会を設置する条例を制定するものであります。

議案第3号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第4号 河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について及び議案第28号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例及び河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月より施行されることに伴い、幼保連携型のかわち認定こども園のあり方が変更され、幼稚園でも保育所でもない単一の教育・保育施設と位置づけられることとなり、幼保連携型認定こども園を設置する市町村は、公の施設条例として、その設置管理に必要な条例を制定することとなりました。

保育所型のかなえつ認定こども園につきましても、新制度の導入に伴い、保育料のあり方の変更や、入所手続きの変更等が生じることとなり、今回、法令等の改正等を踏まえ、本条例を制定するものであります。

また、この二つの制定条例の施行に伴い、関係条例の整理をするため、それぞれの条例の一部改正及び廃止を行うものであります。

議案第5号 河内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について及び議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、第3次地方分権一括法により、厚生労働省令により定められている「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」について、各自治体の条例で制定するものであります。

議案第8号 河内町行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、行政手続法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、河内町行政手続条例を改正するものであります。

議案第9号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年の人事院勧告を踏まえ、関係法律案等が閣議決定されたことに伴い、河内町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります、

議案第10号 河内町議会の議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号 河内町特別職の職員の旅費及び費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、新河内町行政改革大綱の策定を踏まえ、河内町議会の議員の費用弁償の特例に関する条例及び河内町特別職の職員の旅費及び費用弁償の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第6条の規定により、本条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、介護保険法第117条の規定に基づき、河内町介護保険事業計画の見直しに伴う円滑な保険給付を図るため保険料を改め、法改正の反映、地域支援事業の実施を延期することに伴い条例を改正するものであります。

議案第14号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第15号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、平成27年1月、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が一部改正されたことに伴い、条例を改正するものであります。

議案第16号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に2億3,802万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億6,049万3,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税1億5,515万5,000円、繰越金1億2,992万4,000円を増額し、県支出金3,493万2,000円を減額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費2億2,848万6,000円、衛生費1億1,894万1,000円を増額し、民生費5,603万2,000円、農林水産業費2,944万2,000円、教育費3,852万9,000円を減額するものであります。

繰越明許費につきましては、年度内に終了できない9事業を翌年度へ繰り越すものであり、地方債は道路災害復旧事業債を廃止するものであります。

議案第17号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説

明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に6,454万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,291万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金299万9,000円、共同事業交付金3,812万1,000円、繰越金4,933万7,000円を増額し、国民健康保険税1,062万3,000円、療養給付費交付金482万円、繰入金1,046万8,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費6,490万7,000円を増額し、総務費36万1,000円を減額するものであります。

議案第18号 平成26年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に3,659万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,148万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金1,919万6,000円、支払基金交付金131万5,000円、県支出金644万3,000円、繰越金1,235万1,000円を増額し、繰入金271万4,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費75万4,000円、地域支援事業費30万円を減額し、保険給付費2,388万3,000円、諸支出金1,376万2,000円を増額するものであります。

議案第19号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から3,575万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,487万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫補助金1,600万円、県補助金2万円、繰入金503万9,000円、町債1,470万円を減額するものであります。

歳出につきましては、下水道管理費40万6,000円、下水道建設費3,535万3,000円を減額するものであります。

債務負担行為につきましては、平成27年度当初からの契約の履行が必要となる事業2件をそれぞれ追加設定するものであります。

繰越明許費につきましては、公共下水道建設事業費1,310万8,000円、霞ヶ浦常南流域下水道事業建設負担金81万1,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第20号 平成26年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本件は、第3条予算収益的収支の総額から165万4,000円を減額し、収益的収支の総額をそれぞれ2億6,658万8,000円とするものであります。

収益的収入につきましては、他会計補助金165万4,000円を減額するものであります。

収益的支出につきましては、業務費165万4,000円、配水及び給水費581万6,000円を減額

し、減価償却費30万1,000円、資産減耗費551万5,000円を増額するものであります。

議案第21号 平成27年度河内町一般会計予算、議案第22号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成27年度河内町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成27年度河内町介護サービス事業特別会計予算、議案第25号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成27年度河内町下水道事業特別会計予算、議案第27号 平成27年度河内町水道事業会計予算、以上7議案についてご説明申し上げます。

国の経済については、本年1月発表の内閣府月例経済報告では、景気は緩やかな回復基調が続いているとしておりますが、その先行きについては、当面弱さが残るものの雇用、所得環境の改善が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるとしつつも、その一方で、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなどのリスクに留意する必要があるとされております。

このような状況の中、町の財政運営においては、歳入の根幹となる町税収入が、固定資産の評価替えにより、固定資産税の減収が見込まれるなど、一般財源の伸びは期待できないことから、臨時財政対策債、適債事業の活用及び基金からの繰り入れにより財源不足の調整を図りました。歳出については、社会保障の充実や公共施設の老朽化対策など喫緊の課題への対応に加え、継続費設定の統合校校舎等建設事業は、河内町学校統合基本計画に基づき、平成29年度に統合中学校、30年度に統合小学校の開校に向けて、現在校舎等建設基本設計を策定中であり、平成27年度は実施設計、27、28年度で建築工事を行っていく予定であります。平成30年度からは、施設一体型小中一貫校として、義務教育を9年間のスパンとして捉え、一貫した教育を行っていくことが重要であることから、郷土を担っていく次世代の子供たちの教育環境の整備を進めてまいりたいと考えており、公約事業の実現化等を考慮し編成したところであります。

平成27年度の予算編成に当たっては、財政状況と社会経済情勢が不透明な中であっても、町民生活に直結する多くの事業を継続的に展開するとともに、複雑化、多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるよう創意工夫を凝らし、町民ニーズを的確に捉え、国の緊急経済対策に対応する補正予算と調整しつつ、限られた財源を有効配分して、一般会計は、前年度対比22.8%増の45億6,150万円、特別会計を合わせた予算総額は、74億950万円となったところであります。

以上、議案28件について、ご審議方よろしくご説明申し上げます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

提出案件の説明は終わりました。

○議長（篠田英一君） 日程4、議案第1号から議案第20号及び議案第28号を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第20号及び議案第28号の計21件については、議案調査のため、最終日の3月17日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（篠田英一君） 日程5、議案第21号から議案第27号を一括して議題といたします。

議案第21号から議案第27号の計7議案は、平成27年度河内町各会計予算でございます。

お手元に各会計予算の概要について資料があると思いますが、ここで予算の概要について説明を求めます。

始めに、藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） それでは初めに、平成27年度河内町一般会計予算の概要をご説明いたします。

平成27年度河内町一般会計予算の歳入歳出総額は45億6,150万6,000円で、前年度比22.8%の増額となっております。

1、歳入は1ページの別表1に記載のとおりでございます。

一般会計の歳入構成については、町税、地方交付税で歳入全体の51.5%を占めており、続いて町債13%、繰入金8.3%、国庫支出金8.2%の順になっております。前年度当初予算と比較すると地方消費税交付金、国庫支出金、繰入金、町債等が増額となり、一方で町税、地方交付税等が減額となっております。

次に、主な歳入科目についてご説明申し上げます。

町税、町税予算額は7億5,960万6,000円で、前年度比4.6%減となり、法人住民税やたばこ税が増額になる一方、固定資産の評価替えに伴う固定資産税の減額が見込まれる中で、前年度実績を踏まえ堅実に計上したものであります。

地方交付税。本町の大きな収入源となっている地方交付税は15億9,000万円で、前年度比0.6%減となり、平成27年度地方財政対策についての概要を踏まえ試算したものであります。

町債。別表4を参照お願いいたします。

町債は、統合校校舎等建設事業債及び臨時財政対策債等として、5億9,180万円を限度として計上いたしました。

2、歳出

(1) 目的別歳出は、別表2に記載のとおりでございます。

歳出予算を目的別に見ると、最も構成比の高いものは教育費の27.7%で、以下、民生費25.5%、総務費16.2%、土木費7.8%の順となっております。前年度当初予算と比較すると、消防費、教育費等が増額となり、一方で、民生費、衛生費、災害復旧費等が減額しております。

(2) 性質別歳出は別表3に記載のとおりでございます。

歳出予算を性質別に見ると、最も構成比の高いものは普通建設事業費の22.8%で、以下、人件費21.5%、補助費等14.7%、物件費14.2%の順となっております。本年度の普通建設事業費については、平成27年度から平成28年度設定の継続費に係る統合校校舎等建設事業により前年度比704.9%（9億1,255万円）増となっております。また、災害復旧事業費については、平成26年度で事業が終了したため、皆減となっております。義務的経費については、公債費が増額となる一方、人件費及び扶助費が減額となっております。

別表4には、地方債の起債予定を記載しております。

4ページをご覧ください。

続きまして、平成27年度河内町国民健康保険特別会計予算の概要をご説明いたします。

平成27年度河内町国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ1億7,952万4,000円を増額し、15億3,947万5,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入の主なものは、保険税3億2,342万7,000円、国庫支出金3億8,869万3,000円、療養給付費交付金3,998万円、前期高齢者交付金2億3,664万5,000円、県支出金9,830万9,000円、共同事業交付金3億3,993万4,000円、繰入金1億1,035万8,000円。

歳出の主なものは、総務費3,451万8,000円、保険給付費8億6,403万7,000円、後期高齢者支援金1億6,766万9,000円、介護納付金9,357万7,000円、共同事業拠出金3億5,931万7,000円、保健事業費867万4,000円、予備費1,000万円。

続きまして、平成27年度河内町介護保険特別会計予算の概要をご説明いたします。

平成27年度河内町介護保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ1,357万4,000円を増額し、9億3,261万6,000円を計上いたしました。歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入の主なものは、保険料1億8,782万6,000円、国庫支出金2億526万1,000円、支払基金交付金2億4,343万円、県支出金1億3,054万2,000円、繰入金1億4,602万6,000円、繰越金1,951万6,000円。

歳出につきましては、総務費2,970万2,000円、保険給付費8億6,196万円、地域支援事業費3,789万5,000円。

次のページをご覧ください。

平成27年度河内町介護サービス事業特別会計予算の概要をご説明いたします。

平成27年度河内町介護サービス事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ15万9,000円を減額し、647万8,000円を計上いたしました。歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、手数料139万9,000円、繰入金507万8,000円。

歳出につきましては、総務費535万7,000円、サービス事業費82万1,000円。

続きまして、平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の概要をご説明いたします。

平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度に比べ210万3,000円を減額し、8,914万9,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料5,752万3,000円、繰入金3,052万4,000円。
歳出につきましては、総務費142万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,607万7,000円、保健事業費113万5,000円。

最後に、平成27年度河内町下水道事業特別会計予算の概要をご説明いたします。

平成27年度河内町下水道事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ3,564万8,000円を減額し、2億8,031万6,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、使用料及び手数料3,038万2,000円、繰入金2億3,067万円、町債1,204万円。

歳出につきましては、下水道管理費4,368万8,000円、下水道建設費2,905万4,000円、公債費2億457万4,000円。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、椿水道課長。

○水道課長（椿 法男君） それでは、議案第27号 平成27年度河内町水道事業会計予算の概要をご説明申し上げます。

平成27年度水道事業会計予算は、第3条予算収益的収入及び支出の総額をそれぞれ2億6,739万円とします。また、第4条予算資本的収入額を56万6,000円、支出額を7,127万7,000円とし、収入額が支出額に不足する額7,071万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,891万5,000円、当年度分損益勘定留保資金3,179万6,000円で補填するものといたします。

1、3条予算、収益的収入及び支出。

（1）営業収益2億2,846万3,000円のうち、水道使用料は2億2,700万円です。

営業外収益3,892万7,000円のうち、一般会計からの補助金は3,515万5,000円です。

（2）営業費用、2億6,256万8,000円の主なものは、業務費4,624万5,000円、原水費及び浄水費1億2,428万2,000円、配水及び給水費1,450万7,000円、減価償却費7,259万2,000円です。

営業外費用182万1,000円の主なものは、支払利息です。

特別損失200万1,000円の主なものは、過年度損益修正損です。

2、4条予算資本的収入及び支出。

（1）資本的収入56万6,000円は、一般会計からの出資金です。

（2）資本的支出7,127万7,000円は、建設改良費6,897万1,000円、企業債元金償還金230万6,000円です。

3、たな卸資産の購入限度額は280万円といたします。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

予算の概要説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成27年度各会計予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第21号 平成27年度河内町一般会計予算から議案第27号 平成27年度河内町水道事業会計予算まで、以上7議案につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

これにより、予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時58分開議

○議長（篠田英一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。

予算審査特別委員会の委員長に牧山龍雄君、副委員長に廣瀬 裕君。

以上でございます。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会開会予定表のとおりです。十分なる審査の上、来る3月17日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程6、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長から議会の意見を求められております。

内容は既に配布してあります文書のとおりでございます。

ここで、事務局に文書の朗読をさせます。

岩橋議会事務局長。

○議会事務局長（岩橋 弘君） 朗読いたします。

〔議案朗読〕

○議長（篠田英一君） ご苦勞さまでした。

お諮りいたします。

本件についての議会の意見は、推薦するに適任であるといいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は推薦するに適任であると決しました。

○議長（篠田英一君） 日程7、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、所管の教育厚生常任委員会に付託することに決しました。

なお、付託案件の審査結果につきましては、最終日3月17日本会議において、常任委員長による報告をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月17日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午前11時02分散会